

公立鳥取環境大学 国際交流ビジョン

2014年10月2日 制定

(2015年4月1日 改正)

公立鳥取環境大学

目次

1 基本的な方針

2 本学学生の派遣方針

(1) 長期留学

(2) 短期留学

(3) 研修交流

① 学生交流協定締結校への派遣

② 学生交流協定締結校以外への派遣

3 留学生等の受入方針

(1) 長期留学

① 交換留学

② 交換留学以外の留学

(2) 研修交流

4 研究交流の方針

(1) 研究交流協定締結校との共同研究分野のリサーチ

(2) 個々の教員の取組支援

(3) 環境などの研究テーマの取組支援

5 推進体制

(1) 国際交流センターの充実

(2) 危機管理

1 基本的な方針

公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）は、中期目標で「国際化に対応し、北東アジアを中心とする海外との交流を円滑に行える語学力やコミュニケーション能力を養うとともに、異文化に対する理解を深め、国際社会で活躍できる人材を育成する。とりわけ、英語、北東アジア各国の語学教育を充実し、語学に関する資格取得も支援する。」と掲げ、外国語履修科目として、必修科目のインテンシブ・イングリッシュのほか、選択必修科目に中国語、韓国語及びロシア語を開設するとともに、英語圏にいるような空間で英語に慣れ親しみ、英会話でコミュニケーション力を磨くことのできる「英語村」を設置している。

このような状況から、本学における国際交流は、教育面については、外国語履修科目の英語、中国語、韓国語又はロシア語（以下「外国語履修科目」という。）を公用語として使用している国の大学との交流を基本とし、研究面については、それ以外の国の大学や研究機関との交流も行うこととする。

なお、本ビジョンにおける学生交流については、単位取得が可能な1学期以上の留学を「長期留学」、単位取得が可能な1学期未満の留学及び語学研修を「短期留学」、それ以外の外国における異文化体験研修等を「研修交流」と定義するとともに、これらのうち派遣に係るものについては、すべて「留学」と位置づけることとする。

2 本学学生の派遣方針

本学では、多くの学生が多様・多彩な留学経験を積むことができるよう、経済的な支援や様々な派遣プログラムの提供を行う。

なお、海外の大学等へ本学学生を選考して派遣する場合は、学業成績のほか、コミュニケーション力、外国語履修科目の履修状況や多くの学生に海外経験を積ませるといった点など、様々な観点を考慮して選考することとする。

（1）長期留学

中期目標に沿い、当面は、現在行っている学生交流協定締結校との交換留学を継続しながら、新たな留学先についても、随時、拡充を検討する。

なお、留学に係る所要経費は、本学学生の自己負担とするが、交換留学の場合は、派遣学生を公募して選考するとともに、所要経費の一部を大学が支援する。

（2）短期留学

中期目標で「TOEICスコア 中期目標期間内に600点以上、年間30人以上を目指す。」と掲げており、特に、英語の学習意欲を高める交流に力を入れる。

当面は、現在行っている学生交流協定締結校での英語実習を継続しながら、新たな留学先についても、随時、拡充を検討する。

なお、留学に係る所要経費の一部を大学が支援する。

(3) 研修交流

① 学生交流協定締結校への派遣

本学で外国語履修科目を学ぶ学生の学習意欲を高めるため、これらを公用語とする国の大学との相互交流を進めていくこととし、当面は、現在行っている学生交流協定締結校との相互交流を継続しながら、新たな交流先についても、随時、拡充を検討する。

なお、派遣学生の決定に当たっては、公募の上、選考するとともに、派遣に係る所要経費の一部を大学が支援する。

② 学生交流協定締結校以外への派遣

鳥取県、鳥取市又は国際交流関係団体等から本学の学生や教職員に海外派遣要請があった場合は、派遣内容（人数や時期、条件等）に支障がない限り、積極的に派遣する。

なお、派遣学生の決定に当たっては、原則として、公募の上、選考するとともに、派遣に係る所要経費は、本学学生の自己負担とする。

ただし、国や公益団体等が行う海外派遣に本学の学生が自主的に応募し、派遣が決定した場合は、別途、支援を検討する。

3 留学生等の受入方針

中期目標で「積極的な留学生の派遣や受け入れに取り組む。」と掲げており、私費外国人留学生をはじめとした外国人留学生（以下「留学生」という。）や海外の大学・訪問団等を積極的に受け入れるとともに、留学生に対しては、専門職員が相談に応じたり、留学生が国際交流活動に参加する際に旅費を助成したりするなどの支援を行う。

(1) 長期留学

① 交換留学

中期目標に沿い、当面は、現在行っている学生交流協定締結校との交換留学を継続しながら、新たな交換留学についても、随時、拡充を検討する。

② 交換留学以外の留学

より海外から留学しやすい大学を目指すため、学業成績優秀者の授業料減免など経済的な支援制度の導入を進める。

(2) 研修交流

研修交流は、学生交流協定締結校との相互交流を基本とし、原則として派遣と同じ条件で受入れを行う。

なお、学生交流協定締結校以外の大学から本学に学生受入れの申し出があった場合や鳥取県、鳥取市又は国際交流関係団体等から本学に海外からの訪問団等の

受入れの要請があった場合は、内容（人数や時期、条件等）に支障がない限り、積極的に受け入れる。

4 研究交流の方針

（１）研究交流協定締結校との共同研究分野のリサーチ

現在行っている研究交流協定締結校と教員交流を行いながら、共同研究の可能性を検討する。

また、本学と共通の研究分野がある海外の大学との共同研究の可能性を検討する。

（２）個々の教員の取組支援

本学の教員が、海外の大学等との共同研究を希望する場合は、その実現に向けて必要な支援を行う。

（３）環境などの研究テーマの取組支援

海外の大学から共同研究の提案があった場合は、積極的に検討するとともに、海外の大学の教員を本学のシンポジウムに招聘するなど、教員交流を行いながら、共同研究の可能性も検討する。

5 推進体制

（１）国際交流センターの充実

本学では、国際交流の推進体制を強化するため、平成26年度に国際交流センター（以下「センター」という。）を設置し、専門職員が本学学生の留学相談に対応したり、留学情報を提供したりしている。今後も本学学生が安心して留学できるようサポート体制を充実するとともに、留学生との交流や英語村での活動、海外の学生が本学を訪問した際の交流などを通じて、本学学生の留学意欲を高めていく。

なお、海外大学からの留学生や研修交流の受入学生は増加傾向にあり、センターの専門職員が、留学生の相談支援や受入学生への対応をきめ細かく行っているが、留学生が本学学生に与える教育効果なども勘案しながら、さらに、センター専任教職員を増員するなど、留学生の受入体制を強化する。

（２）危機管理

大学の国際化が進む中、今後、本学でも学生及び教職員を海外へ派遣する機会や海外大学等から留学生及び研究者等を受け入れる機会の増加が予想される。

本学では、海外に渡航する学生及び教職員や留学生の安全に万全を期すため、平成25年度に「国際交流に係る危機管理対応マニュアル」を策定しており、危機が発生した場合は、これに沿って適切に対応するとともに、マニュアルについては、適宜、必要な見直しを行う。